

専門家ら「判決は合理的」

技術開発への影響懸念も

ウィニーを巡る裁判で有罪との結論を導いた京都地裁判決に、専門家や企業関係者からは「合理的な判断では」との声が上がった一方、ネットビジネスで期待される「ピア・ツー・ピア(P2P)」技術への影響を懸念する

指摘も聞かれた。

著作権法に詳しい城山康文弁護士は「ウィニーで広まったファイルの九割近くが著作権を侵害していた実態と、被告がその状況を認識していたことを考えると合理的な結論」と評価。半面、「今後は匿名使用を禁じたり、違法性がないと広く認められたファイルしか交換できないようにする機能などを付加し、客観的に見て著作権侵害助長の意図がないと分かるような工夫が求められる」と話す。

野口祐子弁護士は「米国の最高裁判事判決では積極的な侵害助長意図がある場合のみ違法とした。より開発者側に厳しい今回の判決が今後の基準になると、技術開発のハードルが高くなりすぎる懸念が残る」とみる。中村伊知哉・慶大教授も「P2P技術は今後のネット社会になくてはならず、開発に水を差すのではないかと懸念する。ソフト開発会社インフォテリア(東京・品川)の平野洋一郎社長は「P2P技術を使うソフト会社は事業モデルを工夫する必要が出てきた」と話す。同社は八月にスケジュール共有ソフトの無償配布を始めたが、P2P技術の採用は積極的に知らせていない。「技術は有望でも、イメージが悪すぎるため」という。